

9. あはき柔整について

(1) 施術所開設届等の際の資格確認について

- 平成 25 年 11 月、実在する免許証を偽造して柔道整復師になりすました施術所の開設届及び療養費の受領委任に関する申し出がなされていた事例が判明した事態に鑑み、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第 9 条の 2 から第 9 条の 4 まで及び柔道整復師法第 19 条の施術所開設届の際の資格確認の徹底について」（平成 26 年 1 月 7 日医政医発 0107 第 1 号）を衛生部（局）長あて通知している。
- 引き続き、国民の健康な生活を確保する観点から、かかる不正行為が見過ごされることのないよう、施術所開設届を受理する際は、①開設者の運転免許証等の原本確認、②業務に従事する施術者のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師免許証の原本確認の徹底について、関係部局、貴管下保健所に対して指示をお願いしたい。
- また、偽造免許証が疑われる場合は、厚生労働大臣指定登録機関に免許証の記載事項を照会し、登録された免許証であることを確認することも併せて指導されたい。

(2) あはき無資格者の取締りについて

- あん摩、マッサージ又は指圧について、無資格者が業として行っているとの情報が当課に寄せられているところである。
- 医業類似行為のうち、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和 22 年法律第 217 号)第 12 条及び柔道整復師法(昭和 45 年法律第 19 号)第 15 条により、それぞれあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師の免許を有する者でなければこれを行ってはならないので、無免許で業としてこれらの行為を行ったものは、それぞれあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第 13 条の 7 及び柔道整復師法第 29 条の 1 により処罰の対象になることを広く周知・啓発をお願いしたい。
参考：「医業類似行為に対する取扱いについて」（平成 3 年 6 月 28 日付け医事第 58 号）
- あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復以外の医業類似行為（いわゆる民間療法）については、当該医業類似行為の施術が医学的観点から人体に危害を及ぼすおそれがあれば、禁止処罰の対象となるものであることから、違反行為に関

する情報に接した際には、保健所と連携し、実態を調査した上、行為の速やかな停止を勧告するなど必要な指導を行うほか、指導を行っても改善がみられないなど、悪質な場合においては、刑事訴訟法第 239 条の規定に基づく告発を念頭に置きつつ、警察と適切な連携を図りたい。

(3) あはき無資格者対策

- 平成 24 年 8 月 2 日、独立行政法人国民生活センターが報道発表した「手技による医業類似行為の危害－整体、カイロプラクティック、マッサージ等で重症事例も－」において、国家資格を有しない者と思われる手技による医業類似行為を受け、健康被害が生じたとの相談が報告されており、その要因の一つとして「消費者が施術所や施術者を選ぶ際に、施術所に国家資格であるあん摩マッサージ指圧師や柔道整復師などの有資格者がいるかどうかを見分けることは困難である」と指摘されている。

当課としても、施術を受ける方が有資格者と無資格者を判別できることが重要であると認識していることから、施術を受ける際に有資格者と無資格者の判別に資するよう、施術者があん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の免許証を保有していることを証明する厚生労働大臣免許保有証を公益財団法人東洋療法研修試験財団において発行することとし、平成 28 年 3 月発送予定である。本件については、後日周知依頼を行う予定であるので、予めご了承ください。

<無資格者対策>

- ①有資格者の施術所の外に厚生労働大臣免許を有する者である旨を広告・掲示する。
- ②施術所内に免許証又は免許証の内容等を記載した書面を掲示する。
- ③患者が国家資格者による施術と認識できるよう、施術者本人が厚生労働大臣免許保有証を着用する。

①については、「あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業若しくはきゅう業又はこれらの施術所に関する広告について」（平成 20 年 7 月 8 日医政局医事課長事務連絡）により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第 7 条第 1 号における「施術者である旨」として広告可能であると解釈しており、周知をお願いしたい。

②に関連する対策として、都道府県の自主的な無資格者対策として、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律に基づく届出がされた施術所である証明書（施術所（開設）届出済証明書）を発行しているところがある。各都道府県におかれても、これらの好事例をご参考に、施術所届出済証明書等の発行を積極的に進めていただくようお願いしたい。

③については、上記のとおり平成 28 年 3 月に公益財団法人東洋療法試験研修財団において厚生労働大臣免許保有証を発行することを予定している。今後、施術を受ける方が有資格者と無資格者を判別できるよう、③の実施に合わせて、国民向けのリーフレット等を作成し周知を行うこととしており、その際は、各都道府県においても周知等のご協力をお願いする予定である。

【取組例】

(山形県) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に基づく施術所等の証明書について

<https://www.pref.yamagata.jp/ou/kenkofukushi/090013/publicdocument200602248720642897.html>

(福井県) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律および柔道整復師法に基づく施術所等の届出済証明書の交付について

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/iryoyu/iryoyujyjisya/todokedezumisyomei.html>

(鳥取県) 施術所届出済証明書の発行について

<http://www.pref.tottori.lg.jp/63474.htm>

(島根県) 施術所届出済ステッカーについて

http://www.pref.shimane.lg.jp/medical/kenko/iryoyu/shimaneno_iryoyu/anma/ahaki.html

(佐賀県) あはき施術所開設届出済証明書の発行のお知らせ

http://www.pref.saga.lg.jp/web/kurashi/_1019/ki-kikan-jimusyo/_31862/_17942.html

(4) あはき柔整・無資格者の広告について

- あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第 1 条のあん摩、マッサージ又は指圧が行われていない施設において「マッサージ」等と広告することについては、同施設においてあん摩マッサージ指圧が行われていると一般人が誤認するおそれがあり、公衆衛生上も看過できないものであるため、各都道府県におかれても、このような広告を行わないよう指導お願いしたい。
- 例えば、あはき柔整無資格者が、広告において、実際には認められない効果・効能を表示した場合には、不当景品類及び不当表示防止法に抵触するおそれもあり、また、広告に関する住民からの苦情は、管内を所管する消費生活センターに寄せられることもあるため、苦情・相談の状況について、消費生活センターと定期的に情報交換する等、消費者行政機関との連携に努め、必要な措置を講じられるようお願いしたい。

- なお、有資格者においても、最近、「交通事故治療専門」や「むち打ち専門」といった広告違反が行われているとの情報が当課に寄せられており、また、国民生活センター発表においても同様の報告がされており、公衆衛生上看過できない状況となっている。

については、広告可能事項に該当しない「交通事故」といった文言や料金について、広告することは認められないことから、違法広告のある施術所の開設者に対する指導等の徹底を図りたい。あわせて、「広告の指導に関する調査について」（平成27年4月28日厚生労働省医政局医事課長事務連絡）により、違法広告のある施術所の開設者に対する指導実績を厚生労働省あて報告をお願いしたい。なお、平成26年度の報告結果については平成27年10月に連絡している。

○不当景品類及び不当表示防止法【参考】

(不当な表示の禁止)

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

(関連のホームページ)

無資格者によるあん摩マッサージ指圧業等の防止について

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/i-anzen/hourei/061115-1.html>

(5) あはき・柔整無資格者に関する指導の体制づくり

- あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復以外の医業類似行為（いわゆる民間療法）による違反行為・広告への対策において、消費生活センターが有する情報を活用することにより有効かつ迅速な対応が可能となると考えられる。また、前述のとおり、悪質性が認められる場合などには警察と連携した取り締まりも必要となることから、日頃より保健所を含む衛生主管部局、消費生活センター及び警察との間の連携した指導・取締体制の構築を図りたい。なお、本件については、消費者庁及び警察庁了解の下、「医業類似行為業に関する指導について」（平成28年2月9日付け医政医発0209第2号厚生労働省医政局医事課長通知）を发出している。

(6) あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師学校養成施設カリキュラム等改善検討会及び柔道整復師学校養成施設カリキュラム等改善検討会について

- あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師及び柔道整復師学校養成施設のカリキュラムについては、平成12年以降大きな改正を行っていないが、この間、はり師、きゅう師及び柔道整復師学校養成施設数が増加する等、取り巻く環境も変化し、学校養成施設におけるあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師及び柔道整復師の臨床実習の充実等を通じた、質の向上が求められている。

このような状況を踏まえ、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師及び柔道整復師学校養成施設のカリキュラム等の見直しの検討を行っている。今後、所要の手続きを経て各職種の学校養成施設指定規則（認定）規則等を改正し、平成29年4月施行を考えているため、ご了解願いたい。

○スケジュール（案）

第1回 柔道整復学校養成施設カリキュラム等改善検討会

平成27年12月11日開催

第1回 あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師学校養成施設カリキュラム等改善検討会

平成28年1月18日開催

第2回 柔道整復学校養成施設カリキュラム等改善検討会

平成28年2月22日開催

第2回 あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師学校養成施設カリキュラム等改善検討会（3月開催予定）

第3回

第4回

1～2か月に一度開催し、論点について議論

第5回 平成28年夏頃
最終報告書とりまとめ

平成28年夏頃 医道審議会あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整
復師分科会

平成29年4月施行